**「八代市トップアスリート育成事業」**

**八代市強化指定選手育成事業実施要領**

**１．目　　的**

オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍できる本市出身選手の輩出を目指し、各関団体から推薦された将来性を有する競技者の中から、八代市強化指定選手（以下「指定選手」という。）を選考し、選手の育成強化及び監督・コーチ等の資質や指導力の向上を図り、更なる選手の競技力向上及び支援活動の推進を目的とする。

**２．事業主体**

　（１）NPO法人八代市体育協会

**３．事業内容**

　（１）指定選手の選考に関すること。

　（２）指定選手及び監督・コーチ等に対する次の育成プログラムに関すること。

①フィジカル・メンタルの能力開発。

②スポーツに必要な栄養学の習得。

③指定選手の体力測定・血液検査。

④監督・コーチ等の資質や指導力向上。

⑤NPO法人八代市体育協会が必要と認めたプログラム。

⑥大会参加及び遠征合宿等の助成に関すること。

※上記の①～⑥の事項は、講義と演習を組み合わせた内容で、指定選手及び監督・コーチ等に実施する。ただし、内容については毎年見直しするものとする。

**４．対象となる選手及び監督・コーチ等**

（１）本事業の対象となる選手は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第一条に定める中

学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」

という。）に在籍する第１学年から第３学年の者で、以下の条件を満たす者であること。

　　　　①前項に規定する八代市内の学校等に通学する者又は、八代市内から八代市外の前項に規定する

学校等に通学する者。

　　　　②前項に規定する八代市外の学校等に在籍するため、一時的に八代市外に居住する者。

③日本国籍を有する者。

④原則として、ＮＰＯ法人八代市体育協会が実施する育成プログラムに参加できる者。ただし、ＮＰＯ法人八代市体育協会が育成プログラムに参加できないと認めた場合はこの限りではない。

（２）対象となる選手の監督・コーチ等であること。

**５．対象となる競技種目**

（１）オリンピック・パラリンピック正式競技種目。

（２）NPO法人八代市体育協会に加盟する競技団体２６競技種目のうち国際大会がある競技種目。

**６．候補選手の推薦**

（１）NPO法人八代市体育協会の加盟競技団体より推薦する。

（２）NPO法人八代市体育協会の加盟競技団体以外の選手は所属する団体等より推薦する。

　（３）特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国大会レベルの選抜選手）については、本要領の対象となる競技種目を問わず、NPO法人八代市体育協会が別に推薦する。

**７．候補選手の推薦基準**（基準日は候補選手の推薦期間の終了の日とする）

　　候補選手の推薦基準は、次の（１）から（４）のいずれかに該当する者とする

（１）過去2ヵ年度及び当該年度において、次の競技団体が主催する全国大会以上（熊本県大会又は九州大会等の選考会、予選会等を経て対象大会に出場する大会）の競技大会に出場した者（団体を含む）。

1. 公益財団法人日本体育協会
2. 公益財団法人日本体育協会の中央競技団体
3. 公益財団法人日本中学校体育連盟
4. 公益財団法人全国高等学校体育連盟
5. 公益財団日本オリンピック委員会
6. 日本パラリンピック委員会
7. （公財）日本障がい者スポーツ協会

（２）熊本県の２０２０東京オリンピック育成指定選手に指定された者。

（３）熊本県の２０２０東京パラリンピック育成指定選手に指定された者。

（４）過去2ヵ年度及び当該年度において、特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国大会レベルの選手）。

**８．指定選手の選考**

（１）指定選手の選考については、八代市強化指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、概ね２０名程度（熊本県の２０２０東京オリンピック・パラリンピック育成指定選手を含む。）の指定選手を選考する。ただし、指定選手の人数は毎年見直しするものとする。

（２）選考委員会に関する事項は、会長が別に定める。

**９．指定選手の決定**

（１）指定選手の選考については、選考委員会において選考されたものを、NPO法人八代市体育協会会長が決定する。

　（２）指定期間は、当該年度の３月３１日までとし、次年度以降の選考については、当該年度の成績等から選考委員会にて判断する。

１０．附則

　　１．この要項の一部改正は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度の事業から適用する。

**八代市強化指定選手育成事業助成金交付要領**

-67-

**（趣旨）**

第１条　NPO法人八代市体育協会会長（以下「会長」という。）は、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会への出場を目指す選手等に対し、予算の範囲内において八代市強化指定選手育成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

**（対象者及び対象の範囲）**

第２条　助成金の交付を受けることが出来るもの（以下「助成対象者」という。）は、会長が指定した八代市強化指定選手（以下「指定選手」という。）及び現に指定選手を指導し、監督しているもの（以下「指導者」という。）

**（助成対象経費）**

第３条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該年度中に指定選手が出場参加する大会・強化合宿等に係る経費及び指定選手の競技使用備品等に係る経費とする。

２　指定選手の指導者の助成対象経費は、指定選手と同行し、大会・強化合宿等に参加した旅費に係る経費を助成対象とする。ただし、同一の大会・強化合宿等に、助成対象となる指導者が指導し、監督する複数の指定選手が参加する場合は、指導者1人分を助成対象とする。

**（助成金の額）**

第４条　助成基準及び助成単価は別表１のとおりとする。ただし、八代市スポーツ大会出場奨励補助金等と重複して助成金は受けることができないものとする。

**（助成金の交付申請）**

第５条　助成金の交付を受けようとするときは、八代市強化指定選手育成事業助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の２月末日までに会長に提出しなければならない。

　（１）対象経費内訳書（様式第１号その２）

　（２）その他参考となる資料

**（助成金の交付決定）**

第６条　会長は、助成金交付の申請を受けたときは、これを審査し、助成金交付の可否を決定する。また、助成金を交付すべきと認めたときは、交付額を決定し、八代市強化指定選手育成事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

**（助成金の交付）**

第７条　前条の規定により助成金額の決定通知を受けた指定選手は、会長に対し八代市強化指定選手育成事業助成金交付請求書（様式第３号）により、会長に助成金の交付の請求を行うものとする。

２　会長は、前項の交付の請求を適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

 **(代理受領)**

第８条　前条の助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金の全部または一部の受領にかかる権限を第三者に委任することができる。

２　助成対象者は、前項の規定により助成金の受領を第三者に委任するときは、八代市強化指定選手育成事業助成金交付決定通知書の受領後、速やかに代理受領についての委任状(様式第４号)を会長に提出しなければならない。

**（決定の取り消し）**

第９条　会長は、選手が助成金を他の用途へ使用するなど虚偽の申請を認めるとき、その他の助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

**（返還）**

第１０条　会長は、助成金の交付を取り消した場合において、選手の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

**（雑則）**

この要領に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附則

１．この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

２．この要領の一部改正は、平成３１年４月１日から施行する。